

2018年5月21日

社会人パートタイム労働者 各位

人 事 部

### 改正労働契約法に係る無期転換について

2012年に改正された労働契約法において、同一の使用者ととの間で締結された2以上の有期労働契約の期間が通算して5年を超える場合、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約への転換権を取得する旨が規定され、2013年4月1日から施行されております。

つきましては、当該要件を満たし、期間の定めのない労働契約へ申し込みをされる場合は、労働者ご本人から人事部まで申し込みください。

申し込みされた労働者を対象に「無期労働契約転換申込書（仮称）」等の手続きの準備が整い次第、ご案内いたします。

以 上

#### 【お問い合わせ】

担 当：人事部人事課

辰野・宮島（内線 2084・2086）

Email：[jinji-info@kanagawa-u.ac.jp](mailto:jinja-info@kanagawa-u.ac.jp)